

# 令和3年度の地域力創造グループの施策等について①

---

令和3年1月22日  
地域力創造グループ  
地域政策課

# 令和3年度 地域力創造グループ施策 予算案の概要

(億円)

## 1. 地域資源を活かした地域の雇用創出と分散型エネルギーの推進 7.0

【主な経費】 地域経済循環創造事業交付金 7.0億円

- ローカル10,000プロジェクト
- 分散型エネルギーインフラプロジェクト

## 2. 都市から地方への移住・交流等の推進 3.6

【主な経費】 関係人口の創出・拡大に要する経費	0.4億円
ふるさとワーキングホリデー推進事業	0.3億円
サテライトオフィス・マッチング支援事業	0.1億円
地域おこし協力隊の推進に要する経費	1.5億円
「移住・交流情報ガーデン」の運営等に要する経費	0.9億円
都市・農山漁村の地域連携による子ども農山漁村交流推進モデル事業	0.3億円
JET地域国際化塾の開催に要する経費	0.1億円
地域運営組織の形成及び持続的な運営に要する経費	0.1億円

(億円)

### **3. 定住自立圏構想の推進** **0.1**

---

【主な経費】 定住自立圏構想の推進に要する経費 0.1億円

### **4. 特定地域づくり事業協同組合制度の推進** **5.0**

---

【主な経費】 特定地域づくり事業推進交付金 4.8億円

### **5. 過疎対策の推進** **7.8**

---

【主な経費】 過疎地域持続的発展支援事業 3.8億円

過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 4.0億円

### **6. 地域情報化の推進** **1.6**

---

【主な経費】 オンライン利用システムと既存の業務システムの連携に関する経費 0.9億円

など  
**合計 28.3**

### **(参考)マイナンバーカードを活用した消費活性化策** **256.6**

---

【主な経費】 マイナポイントによる消費活性化策の拡充に要する経費 250.0億円

# ローカル10,000プロジェクト

R3予算額(案)  
地域経済循環創造事業交付金 7.0億円の内数

- 産学金官の連携により、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型事業の立ち上げを支援。
- 「ローカル10,000プロジェクト」の更なる展開を図るため、引き続き、国の重要施策と連動した事業の重点支援を行う。

## 事業スキーム

支援対象

### 民間事業者等の初期投資費用

- ・ 地域資源を活かした持続可能な事業
- ・ 行政による地域課題への対応の代替となる事業
- ・ 高い新規性・モデル性がある事業

対象経費は、  
・ 施設整備費  
・ 機械装置費  
・ 備品費

- ・ 原則 1/2
- ・ 条件不利地域かつ財政力の弱い市町村の事業は 2/3, 3/4
- ・ 新規性・モデル性の極めて高い事業は 10/10

### 公費による交付額 ※1

国費

地方費

### 地域金融機関による融資等 ※2

- ・ 公費による交付額以上
- ・ 無担保(交付金事業による取得財産の担保権設定は除く。)・無保証

自己資金等

※1 上限2,500万円。融資額(又は出資額)が公費による交付額の1.5倍以上2倍未満の場合は、上限3,500万円。2倍以上の場合は、上限5,000万円  
※2 地域金融機関による融資の他に、地域活性化のためのファンド等による出資を受ける事業も試験的に対象

## これまでの実績 (408事業、333億円)

(事業数は交付決定数、金額は事業実績(見込み含む)(R元年度末時点))

公費交付額 118億円、融資額 164億円、  
自己資金等 51億円

## 重点支援

「生産性向上に資するデジタル技術の活用」  
に関連する事業等であって、全くの新規分野における事業の立ち上げであり、  
新規性・モデル性の極めて高い事業については、国費10/10により支援

# ローカル10,000プロジェクト デジタル技術を活用した事業例

団体名	事業名	公費交付額 (千円)	国費 (千円)	地方費 (千円)	事業概要	交付決定 年度
北海道 帯広市	「Tsunagiシステム」を通じた農家と働き手の相互成長の実現による地域活性化事業	3,000	3,000	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元の畜産大学生の発案を具現化した農家バイトのマッチングWEBシステムを活用し、地元の畜産大学生を中心とした農作業希望者と農家のバイトニーズのマッチングを図る。</li> <li>・農繁期における担い手不足の解消と若年者を中心とする地域人材の定着・雇用拡大を創出</li> </ul>	H29
岩手県 久慈市	ハウス内環境制御と木質バイオマスエネルギーを活用した菌床しいたけ栽培による地域経済循環創出事業	40,000	40,000	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栽培ハウスを整備し、木質バイオマス熱供給を活用した菌床しいたけの栽培、出荷</li> <li>・ICTシステムを導入し、ハウス内の温度・湿度・CO2濃度を制御</li> </ul>	H27
兵庫県 加西市	耕作放棄地を活用した新たな地域特産品となるきくらげ栽培	9,800	4,900	4,900	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の需要増加が見込まれる国産きくらげの生産のため、温湿度管理システムなどICTを活用した次世代型ハウスを耕作放棄地に整備</li> <li>・菌床には地元産木材によるおがくずを活用</li> </ul>	H29
兵庫県 神河町	「イチゴの町・神河」創生事業	25,000	16,666	8,334	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条件不利な中山間地域の遊休農地において、これまで地域で栽培されていない収益性の高い夏秋イチゴを、IoTを活用した栽培システムにより栽培し、地域ブランド化を図り、新ビジネスとしての発展を目指す</li> <li>・国内イチゴの流通が少ない時期に出荷ができる夏秋イチゴの栽培</li> <li>・地域の観光交流施設との連携によるイチゴ狩り観光の実施</li> <li>・イチゴ加工食品の製造・販売</li> </ul>	H30
奈良県 三郷町	なら近大農法による三郷町のどか村産メロンを活用した地域活性化プロジェクト	7,400	3,700	3,700	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近畿大学農学部からの技術指導を受け、「なら近大農法（ICT農法）」による糖度が高い、高付加価値のメロンを二期作で栽培し、販売</li> <li>・味覚狩りの一つとしてメロン狩りを実施し、施設のコンテンツを充実</li> <li>・規格外のメロンをジェラートやサイダー等へ加工・販売</li> </ul>	R1
岡山県 新見市	IT×森林×廃校 環境管理型きくらげ生産事業	24,000	16,000	8,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃校施設をリノベーションし、IT技術を活用した温度・湿度・水分管理により通年栽培可能なきくらげ栽培室を整備</li> <li>・市内産「おが粉」を活用した菌床栽培により、黒きくらげのほか、希少性の高い白きくらげを生産し、スーパー、百貨店、外食産業事業者へ供給</li> </ul>	R1

## I T × 森林 × 廃校 環境管理型きくらげ生産事業

廃校施設の改修、コンピュータ制御による温度や湿度管理が可能なきくらげ栽培室及び出荷設備などの整備

地域経済循環創造事業交付金 24,000千円

+ トマト銀行・備北信用金庫融資 24,000千円

新見市  
立ち上げ支援

トマト銀行  
備北信用金庫  
事業継続支援

## 地域への貢献

- 地域の雇用創出
- 食の安全と安定供給の実現
- 遊休資産の活用促進

## 課題・事業背景

### ○人口減少の進行

→若者の都市部への流出が続いており、全国水準を上回る人口減少が進んでいる。

### ○森林資源の活用

→豊富な森林資源を活用することにより、地域活性化を進める必要がある。

### ○遊休資産の活用促進

→多数の遊休資産を有しており、建物については、取り壊しも検討しているが、その費用負担が大きい。

## 純国内産きくらげの生産・販売事業を通じた次世代型農業ビジネスを実現

市内で建設業を営む事業者が中心となって新たな会社を設立し、少子化により廃校となった施設の一部を借り受け、改修整備を行い、I T 技術を活用したきくらげの生産事業を実施する。

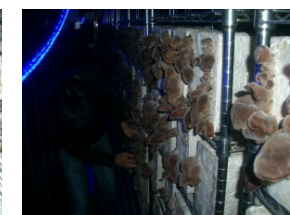
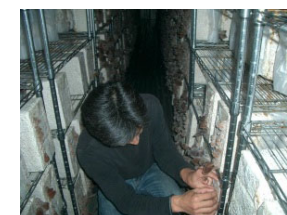
### ①きくらげ生産事業

廃校施設を利用し、コンピュータ制御により温度・湿度・水分管理が可能な栽培室を設け、黒きくらげ・白きくらげの菌床栽培を行う。生産量確保が課題であったことから、屋内生産を行うことで通年栽培を実現し、事業開始3年後には年間27トンの出荷を目指す。

### ②きくらげ販売事業

生産したきくらげは、個人消費者及び外食産業事業者への生食用販売のほか、乾燥加工し、外食産業事業者、食品加工事業者等への販売を行う。

また、将来的には、きくらげを乾燥後、微粉末に加工し、製薬事業者、健康食品事業者等への販売を目指す。



# ローカル10,000プロジェクトの活用事例①

## (1) 遊休施設(古民家等の空き家、空き公用施設、廃校等)の有効活用

採択団体・年度	事業内容	公費交付額	融資額
兵庫県養父市 (平成30年度)	約10年前に廃校となった小学校施設を活用して、民間事業者が地元の柿、栗、ブルーベリー等の農作物をジャム等に加工するための食品工場の機械装置を整備。	25,000千円	25,000千円
長野県佐久市 (令和元年度)	酒蔵敷地内の古民家を改修し、2泊3日で日本酒造り体験ができる宿泊施設を運営。泊食分離で地元商店街への周遊を促進。	9,000千円 (10/10事業)	9,000千円

## (2) 観光拠点・宿泊施設の整備

採択団体・年度	事業内容	公費交付額	融資額
奈良県天理市 (平成28年度)	駅前広場に「食と旅の拠点施設」を整備し、地元農産品を中心とした飲食を提供するとともに、レンタサイクルなどの周遊手段や観光コンシェルジュの配置等による観光情報を一体的に提供。	30,000千円	60,000千円
北海道網走市 (平成26年度)	網走港周辺の観光振興を図るため、オホーツクの地域資源と風土が育んだ食文化を体験できる新たな観光拠点として「網走番屋・オホーツクマルク」を整備。	45,000千円	50,000千円
兵庫県豊岡市 (平成25～29年度)	①既存のバス案内所を外国人観光客向けの観光案内所に改修、②旧消防署を改修してインバウンド向けのカフェを併設した宿泊施設を整備、③古民家を改修してオーガニックレストランを開業するなど、本交付金を活用し複数の観光拠点を整備。	①29,000千円 ②25,000千円 ③25,000千円	①30,000千円 ②30,000千円 ③30,000千円

## (3) 地元農林水産物を活用した6次産業化、新商品開発の促進

採択団体・年度	事業内容	公費交付額	融資額
岩手県大船渡市 (平成29年度)	津波復興拠点内に、地域の未利用・低利用資源を含む地域資源を活用した加工食品(椿の葉を活用した椿茶、生食以外のホタテや牡蠣、廃棄していたワカメの太茎等を活用した食品)や木工製品の製造・販売を行う加工工場を整備。	25,000千円	25,000千円
岐阜県各務原市 (平成28年度)	市の特産物「にんじん」の農家数が年々減少しており、傷物品や規格外品などの大量廃棄への対応も必要であることから、地元の大学生と共同で和菓子スイーツを開発し、スイーツの販売拠点として新店舗を整備。	25,000千円 (10/10事業)	25,000千円

## ローカル10,000プロジェクトの活用事例②

### (3の続き) 地元農林水産物を活用した6次産業化、新商品開発の促進

採択団体・年度	事業内容	公費交付額	融資額
岡山県新見市 (令和元年度)	廃校施設をリノベーションし、IT技術を活用した温度・湿度・水分管理により通年栽培可能なきくらげ栽培室を整備。黒きくらげのほか、希少性の高い白きくらげを生産。	24,000千円	24,000千円

### (4) 伝統工芸品等の再生・伝統技術の継承

採択団体・年度	事業内容	公費交付額	融資額
秋田県大館市 (平成29年度)	市内の空きビルをリノベーションして、地域の伝統工芸品を核とした観光交流拠点を整備する際の内装・設備経費に交付金を活用。起業を目指す若者のカフェも併設。	18,000千円	18,000千円
京都府京丹後市 (平成26年度)	地域の伝統産業である織物の後継者が不足する中、新たな織物工場を整備し、インバウンド向けのカバンや靴など新商品の製作も行い、伝統産業の活性化と技術の次世代への承継を図る。	20,000千円	20,000千円

### (5) バイオマス、廃棄物等の地域資源を活用した地域エネルギー事業

採択団体・年度	事業内容	公費交付額	融資額
北海道夕張市 (平成26年度)	従前は不要な土砂として捨てられていた「ズリ(くず石)」を「調整炭」に再生するためのプラント設備に交付金を活用。再生した「調整炭」を火力発電所の燃料として再販売。	50,000千円	110,000千円
徳島県 (平成24年度)	ブランド地鶏の鶏糞からエコ肥料を製造するために鶏舎を改築。輸入飼料をからエコ肥料に切り替えることで域内での資金循環にも寄与。	50,000千円	64,000千円

### (6) ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた設備投資の動き

採択団体・年度	事業内容	公費交付額	融資額
千葉県市原市 (令和2年度)	コロナ禍において密を避けるための旅行スタイルとして注目が高まっているグランピング施設を廃校を活用して整備し、首都圏からのマイクロツーリズム客を取り込む。	25,000千円	50,000千円
鹿児島県長島町 (令和2年度)	これまで飲食店や業務用スーパー向けに出荷していた「茶ぶり」を、巣ごもり需要を捉え、一般家庭でも調理しやすい状態まで加工し、ECサイトを通じて直接個人に販売。	23,500千円	25,000千円



課題・事業背景

○滞在型の観光コンテンツが少ないため、観光消費が増えない

→市原市の宿泊者数は、観光入込客数362万人に対して30万人と少なく、滞在時間の長期化ができていない。

○地域に雇用の場が少なく、若い女性の転出超過

→就職・結婚を機とした20～30歳代女性の転出超過が顕著。魅力的な雇用の場を創出し、雇用の質を高めていくことが必要である。

○新しい生活様式に沿った魅力的なコンテンツがない

→アフターコロナ期においても持続的に集客することができる核となる観光コンテンツが少ない。

市原市旧高滝小学校を活用した地域活性化プロジェクト

廃校を活用したグランピング施設整備費  
地域経済循環創造事業交付金 25,000千円  
+ 千葉銀行融資 50,000千円

市原市  
立ち上げ支援

千葉銀行  
事業継続支援

地域への貢献

- 宿泊者数の増加
- 地域資源の活用
- 地域人材の活用

地域に消費と雇用を！

～施設の運営コンセプト～

- お客様の"心のおなか"をいっぱいにする仕事をします。
- "もう一度会いたい"社員を育てます。
- "社員と社員の家族"を幸せにすることを一番に考えます。
- "地域と社会"に貢献します。

廃校を活用したグランピング事業

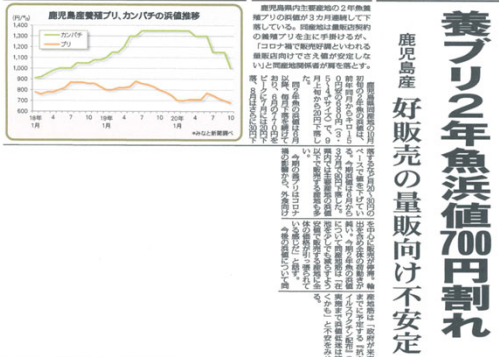
- ①グランピング宿泊サービス (簡易宿所)  
ドームテントにおける宿泊・キャンプファイヤー体験
- ②飲食サービス  
市原市の地域食材を活用したバーベキュー (朝食・夕食)
- ③高滝マルシェ  
市原市の新鮮野菜の販売を行う。
- ④地域ブランド商品 (洋菓子) の開発  
地域の特性を活かした洋菓子の開発を行い製造・販売



事業背景

○養殖ぶりの販売停滞

- ・コロナ禍により外食向けを中心に販売が停滞
- ・浜値以下での販売も・・・
- ・水産業を基幹産業とする町の経済に大きな影響



○お茶の価格低迷

- ・コロナ禍により需要が伸びない
- ・日本屈指のお茶産地でありながら「原料供給県」に甘んじている
- コロナ禍による巣ごもり需要の拡大
- ・手間を掛けずに食べられる商品の需要が拡大
- ・インターネットによる販売の拡大

ぶりと茶どころ鹿児島活性化事業

水産加工場建設のための施設整備費など

地域経済循環創造事業交付金 23,500千円  
 + 鹿児島信用金庫融資 25,000千円

長島町  
立ち上げ支援

鹿児島信用金庫  
事業継続支援

地域への貢献

- 新たなブランドの構築
- 水産業の後継者育成
- 地元雇用の創出

○餌に地元産のお茶を混ぜて育てる養殖魚の生産

茶カテキンの抗酸化効果により、色変わりや鮮度感に優れた、魚の生臭さがない「茶ぶり」「茶鯛」「緑茶カンパチ」を生産

○お客様のキッチン代わりにの加工場

コロナ禍による巣ごもり需要を見据え、1/4カットや煮つけ用頭やアラのカットなど、「家で出来るだけ手間を掛けずに美味しいものを食べたい」といったお客様のより細かなニーズに対応可能な「お客様のキッチン代わりにの加工場」の整備

○新たな販売先の構築

E Cサイトの新規立ち上げや、アメリカやアジア圏を中心とした海外向け販売の強化

○水産業の後継者育成

新たな養殖魚へチャレンジしようとしている若い世代に、製造ノウハウや加工行程の情報を共有



# ローカル10,000プロジェクト 都道府県別交付決定事業数 (R元年度末時点)

	道	団体内訳						件数				
		道①	市	市	市	市	市	都道府県	市町村	合計	採択団体	
1	北海道	道① 函館市 足寄町	芦別市 夕張市 美唄市②	江別市④ 仁木町 中川町	三笠市 根室市 上士幌町	網走市 南幌町 中頓別町	石狩市 中標津町 帯広市	新冠町 真狩村 積丹町	1	24	25	21
2	青森県	青森市	中泊町	八戸市	五所川原市	深浦町				5	5	5
3	岩手県	久慈市②	西和賀町③	岩手町	大船渡市③	軽米町	陸前高田市			11	11	6
4	宮城県	気仙沼市	登米市	蔵王町						3	3	3
5	秋田県	県⑧	大館市③	にかほ市	男鹿市	秋田市	羽後町	八郎潟町	8	8	16	7
6	山形県	金山町 大石田町	最上町② 寒河江市	戸沢村② 遊佐町	尾花沢市②	小国町②	上山市②	南陽市		15	15	10
7	福島県	喜多方市②	会津若松市	白河市						4	4	3
8	茨城県	笠間市	桜川市							2	2	2
9	栃木県	県②	茂木町						2	1	3	2
10	群馬県	桐生市	榛東村	下仁田町②						4	4	3
11	埼玉県	東松山市	秩父市②	三芳町	川越市					5	5	4
12	千葉県	大多喜町	御宿町	香取市						3	3	3
13	東京都	町田市								1	1	1
14	神奈川県	県①	小田原市③	座間市					1	4	5	3
15	新潟県	三条市	五泉市	津南町	長岡市④	阿賀野市②	佐渡市	見附市		11	11	7
16	富山県	魚津市	南砺市	射水市						3	3	3
17	石川県	輪島市②								2	2	1
18	福井県	県③ 若狭町	鯖江市	敦賀市	小浜市	坂井市	勝山市	美浜町	3	7	10	8
19	山梨県	南アルプス市	北杜市							2	2	2
20	長野県	県②	上田市	長和町	長野市	下條村	東御市	佐久市	2	6	8	7
21	岐阜県	県① 羽島市	山県市② 可児市	多治見市② 飛騨市	関市② 揖斐川町	白川村 各務原市	郡上市 本巣市	下呂市 高山市	1	16	17	14
22	静岡県	静岡市②								2	2	1
23	愛知県	岡崎市②	美浜町	大治町	西尾市					5	5	4
24	三重県	鳥羽市	多気町②							3	3	2

	都道府県	団体内訳						件数							
		都道府県	市町村	合計	採択団体	都道府県	市町村	合計	採択団体						
25	滋賀県	県① 竜王町	米原市 栗東市	高島市 愛荘町	長浜市③ 甲賀市	東近江市② 多賀町	近江八幡市 彦根市②			1	15	16	12		
26	京都府	福知山市③	南丹市	京丹後市⑤	舞鶴市						10	10	4		
27	大阪府	大東市	能勢町								2	2	2		
28	兵庫県	県⑦ 淡路市 加西市	豊岡市⑮ 香美町②	養父市⑨ 丹波市②	南あわじ市② 市川町	たつの市 朝来市④	宍粟市 佐用町	多可町② 神戸市②			7	48	55	18	
29	奈良県	県④ 御所市	宇陀市② 田原本町	斑鳩町②	明日香村②	三郷町④	安堵町	天理市②			4	15	19	9	
30	和歌山県	県①	有田市	太地町	湯浅町	日高川町					1	4	5	5	
31	鳥取県	県①	若桜町	湯梨浜町	境港市	智頭町					1	4	5	5	
32	島根県	出雲市② 松江市	益田市	江津市	海士町③	奥出雲町②	安来市	飯南町				12	12	8	
33	岡山県	倉敷市④	美作市	新見市②	真庭市	矢掛町	吉備中央町	浅口市				11	11	7	
34	広島県	神石高原町	呉市②	尾道市	竹原市							5	5	4	
35	山口県	萩市	下関市									2	2	2	
36	徳島県	県⑬	阿南市②	神山町	那賀町	美馬市						13	5	18	5
37	香川県	県①	土庄町	まんのう町	三豊市	高松市						1	4	5	5
38	愛媛県	県①	今治市⑤	宇和島市③	松山市	西条市	新居浜市②					1	12	13	6
39	高知県	県①	高知市									1	1	2	2
40	福岡県	北九州市②	築上町	行橋市	みやま市	糸島市						6	6	5	
41	佐賀県	江北町	佐賀市	鹿島市								3	3	3	
42	長崎県	壱岐市④	島原市②	対馬市	新上五島町	長崎市	大村市					10	10	6	
43	熊本県	県④ 南関町	八代市② 熊本市	玉名市 荒尾市	上天草市 山鹿市	菊池市 人吉市	合志市②	相良村				4	13	17	12
44	大分県	県①	宇佐市									1	1	2	2
45	宮崎県	県⑤	小林市②	宮崎市								5	3	8	3
46	鹿児島県	鹿屋市③ 長島町	垂水市	湧水町	徳之島町	志布志市③	大崎町	指宿市					12	12	8
47	沖縄県	南城市②	那覇市	本部町	うるま市								5	5	4
	計									58	350	408	259	10	

# ローカル10,000プロジェクトの運用の実例（公益性評価の実施）

- ローカル10,000プロジェクトの申請にあたって、特定企業支援の場合には特に丁寧な説明が必要となることから、案件組成に要する期間が長期化することが課題。
- 交付金事業の公益性評価のため、有識者等による審査体制を整備している事例もある。

## 兵庫県丹波市

### ○丹波市地域経済循環創造事業審査会設置規程（抄）

（設置）

第1条 丹波市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第17条の規定に基づき、当該補助金交付申請の事前審査を行うため、丹波市地域経済循環創造事業審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 審査会は、地域経済循環創造事業交付金交付要綱第4条に定めるもののほか当該交付金の申請内容等について必要な事項を審査する。

（組織）

第3条 審査会の委員は、次に掲げる職員をもって組織する。

- （1）副市長
- （2）産業経済部長
- （3）事前審査の対象となる事業に関連する事務事業を所管する部長及び課長

2 会長は、副市長をもって充てる。

（会議）

第4条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ会長が招集し、会議の座長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

4 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席をさせ、意見を聴取し、若しくは必要な資料の提出を求め、又は調査をすることができる。

## 高知県

### ○高知県地域経済循環創造事業費補助金審査会設置要綱（抄）

（設置）

第1条 高知県地域経済循環創造事業費補助金交付要綱の規定に基づき、当該補助事業の適切かつ円滑な執行を図るため、専門的知識を有する者で構成する事業審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 審査会は、次の事項について専門的な見地から審査し、必要な意見を添えて知事に提出する。

- （1）補助申請案件の適格性
- （2）前号以外で補助事業の審査に関して必要な事項

（構成）

第3条 審査会は、事業採択の申請事業に応じて財務や経営等、各専門分野から事業審査アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）によって構成する。

（アドバイザーの役割）

第4条 アドバイザーは、申請事業の所管課が定める審査要領に基づき申請事業内容を審査し、指導及び助言を行う。

2 アドバイザーは、必要がある場合、前項で審査した事業について聞き取り又は事業実施場所への訪問により、フォローアップのための助言を行う。

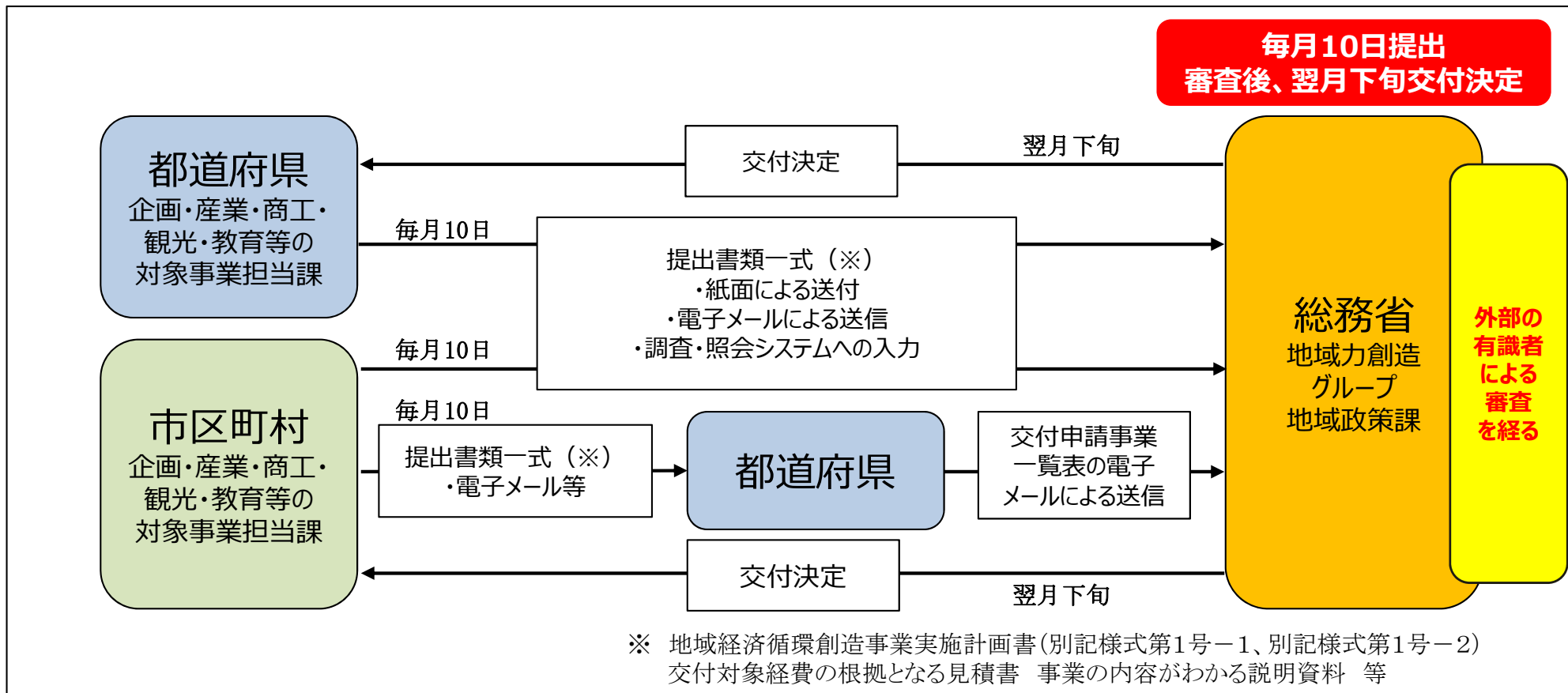
（審査会）

第7条 審査会は、事業採択の申請があれば、適宜開催する。

（排斥）

第9条 補助申請案件に直接の利害関係を有するアドバイザーは、当該補助申請案件の審査に加わることができない。

# 地域経済循環創造交付金（ローカル10,000プロジェクト）申請手続きフロー



## <留意事項>

- ・ 市区町村におかれては、毎月10日までに、庁内取りまとめの上、提出書類一式について、総務省への紙面による送付、電子メールによる送信、調査・照会システムへの入力を行うとともに、電子メール等にて、都道府県市町村担当課にも提出すること。
- ・ 都道府県（市町村担当課）におかれては、毎月10日までに、管内市区町村からの提案事業について、事業内容や交付対象経費等を御確認いただき、交付申請事業一覧表に取りまとめの上、総務省まで電子メール（chisei@soumu.go.jp）にて提出すること。（交付申請事業・団体がない場合は、提出不要）
- ・ 都道府県（地域の元気創造担当課）におかれましては、毎月10日までに、庁内取りまとめの上、提出書類一式について、総務省への紙面による送付、電子メールによる送信、調査・照会システムへの入力を行うこと。

[https://www15.cloudjp.asp.lgwan.jp/micis/eAccess/FD\\_Ninsho/common/login.jsp](https://www15.cloudjp.asp.lgwan.jp/micis/eAccess/FD_Ninsho/common/login.jsp)

# 地域資源を活用した事業を行う法人等に対する出資債について

## 概要

### 【趣旨】

○地域資源を活用した事業の立ち上げを資金面から支援し、地域からの経済成長を実現するため、地方公共団体が地域資源を活用した事業を行う法人等に対して出資を行う場合に、所要の財政措置を講じるもの。

### 【財政措置の内容】

下記①②の出資債について、

- ・**充当率90%**
- ・**償還金利子の50%に特別交付税措置** ※財政力補正あり

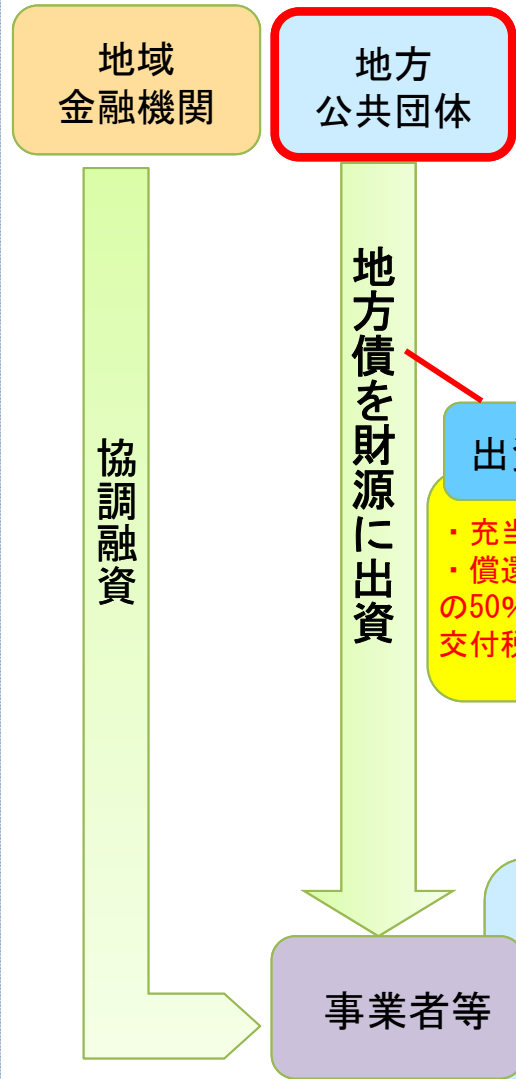
### ①「法人に対する直接出資」

地域の資源と資金を活用した事業を行う法人等に出資するために借り入れた地方債(出資債)

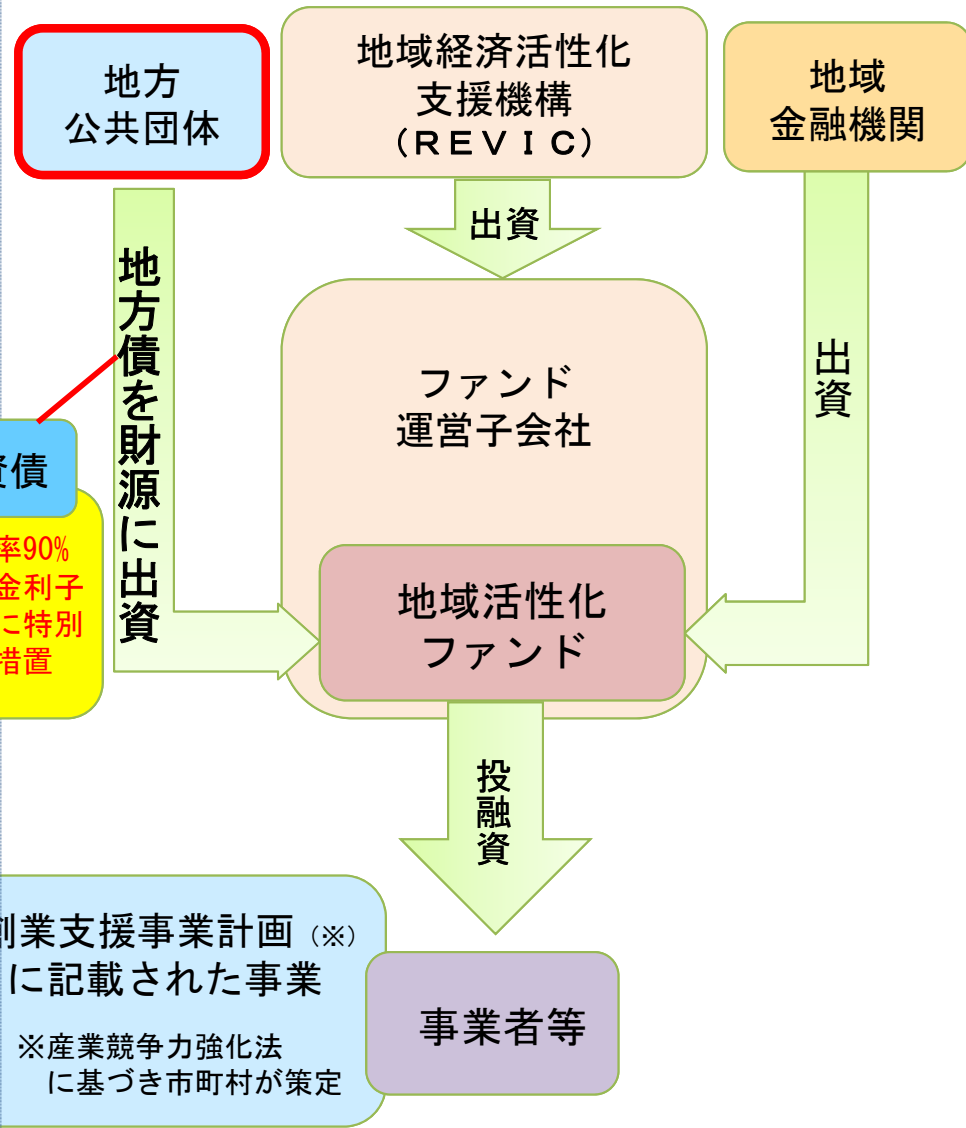
### ②「地域活性化ファンドへの出資」

地域活性化ファンドに対して有限責任組合員として出資するために借り入れた地方債(出資債)

## ①法人に対する直接出資



## ②地域活性化ファンドへの出資



○地方公共団体を核として、需要家、地域エネルギー会社及び金融機関等、地域の総力を挙げて、地域ごとに最適化しながら、バイオマス、風力、廃棄物等の地域資源を活用した地域エネルギー事業を次々と立ち上げ、地域経済循環を創造する。

○災害時も含めた地域エネルギーの自立を実現し、里山の保全、温室効果ガスの大幅削減も目指す。

○マスタープランの策定段階から事業化まで、総務省に窓口を設け、関係省庁タスクフォース(農林水産省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省)と連携して徹底したアドバイス等を実施

<補助対象> 地方公共団体が定める地域の特性を活かしたエネルギー供給事業導入計画(マスタープラン)の策定費用

<補助対象額> 2,000万円(上限。ただし、他の地方公共団体と共同実施する場合は原則4,000万円)

<補助率> 原則1/2。財政力指数0.5未満市町村は 2/3、財政力指数0.25未満市町村は 3/4

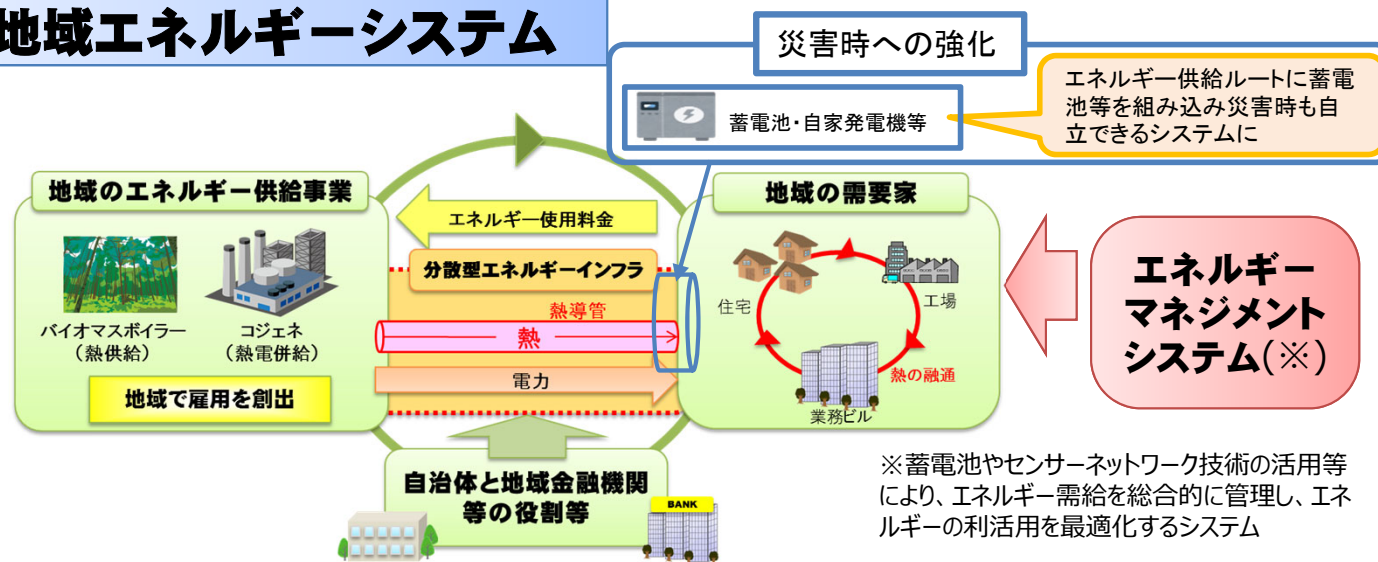
新規性、モデル性の極めて高い事業計画は 10/10

※平成26~28年度は委託事業として実施

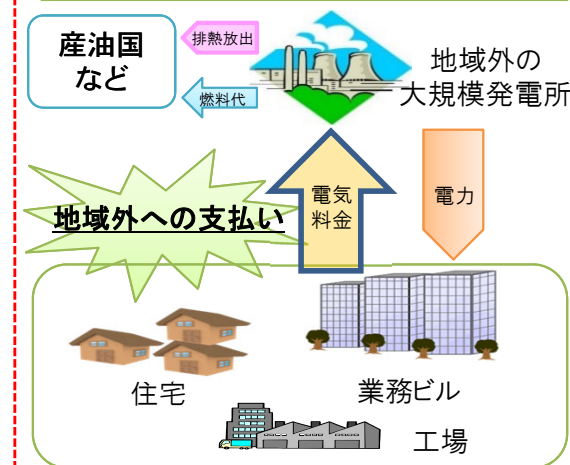
これまでの  
取組

平成26年度に14団体、27年度に14団体、28年度に11団体※、29年度に4団体、30年度に3団体、令和元年度に8団体  
計54の団体がプランを策定

## 地域エネルギーシステム



## 一般的なエネルギーシステム



# プロジェクト実施団体 都道府県別一覧

は、事業化している団体(18団体)

	団体数	策定年度別団体名							
		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2(策定中)	
1	北海道	6	石狩市 下川町 豊富町		弟子屈町	札幌市		士幌町	
2	青森県	1	弘前市						
3	岩手県	3	八幡平市					岩手県 一関市	
4	宮城県	0							
5	秋田県	2		大瀧村		八郎潟町			
6	山形県	2	山形県	最上町					
7	福島県	2			喜多方市 他12団体		福島県		
8	茨城県	1			つくば市				
9	栃木県	1	栃木県						
10	群馬県	2	中之条町	前橋市					
11	埼玉県	0							
12	千葉県	1					市川市		
13	東京都	0							
14	神奈川県	1					川崎市		
15	新潟県	0							
16	富山県	1						富山市	
17	石川県	0							
18	福井県	1						池田町	
19	山梨県	2		甲斐市				北杜市	
20	長野県	1				中野市			
21	岐阜県	1			八百津町				
22	静岡県	2	富士市			浜松市			
23	愛知県	0							
24	三重県	1		南伊勢町					

	団体数	策定年度別団体名							
		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2(策定中)	
25	滋賀県	1		湖南市					
26	京都府	1			城陽市				
27	大阪府	1	四條畷市						
28	兵庫県	3	淡路市	神戸市				南あわじ市	
29	奈良県	0							
30	和歌山県	0							
31	鳥取県	2	鳥取市 米子市						
32	島根県	0							
33	岡山県	2		津山市	真庭市				
34	広島県	0							
35	山口県	1				宇部市			
36	徳島県	0							
37	香川県	0							
38	愛媛県	0							
39	高知県	0							
40	福岡県	0							
41	佐賀県	0							
42	長崎県	1	対馬市						
43	熊本県	3		南関町 小国町	水俣市				
44	大分県	2			豊後大野市 竹田市				
45	宮崎県	2			川南町			都農町	
46	鹿児島県	5	いちき串 木野市	西之表市 長島町	出水市			錦江町	
47	沖縄県	3		浦添市	北中城村			糸満市	
計 (うち事業化)	58 (18)	14 (8)	14 (6)	11 (3)	4 (1)	3	8	4	



# 分散型エネルギーインフラプロジェクト

- 地域における分散型エネルギー事業の導入には多くのメリットがあり、円滑に事業化を実現するためには自治体を中心となってマスタープランを策定しておくことが効果的。
- 総務省では地産地消のエネルギー事業の導入に取り組む自治体が効率よく導入に向けた検討を行えるよう、ハンドブックを作成。  
→ハンドブックURL [https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/c-gyousei/bunsan\\_infra.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/bunsan_infra.html)

## 地産地消のエネルギー事業には多くのメリット

### ○ 地産地消のエネルギーシステムによる地域内経済循環の促進

- たとえば、導入により地域への高い経済波及効果
- ボイラー等エネルギー設備への投資(メンテナンス企業誘致の可能性も)
  - 地域新電力会社や燃料製造事業者の設立等による雇用創出
  - エネルギーを地産することによって地域外に流出してしまう光熱料を抑制

### ○ 災害時も自立供給が可能なエネルギーインフラの確保

豪雨の「局地化」・「集中化」・「激甚化」や震災による大規模停電への備えとしても効果的

北海道胆振東部地震 (H30.9.6)  
日本初のエリア全域におよぶ大規模停電(ブラックアウト)が発生  
令和元年台風15号 (R1.9.9)  
送電線の鉄塔や電柱の倒壊等により、千葉県を中心に最大約93万4,900戸の大規模停電

### ○ 低炭素化・脱炭素化

低炭素化、脱炭素化に資する取組が注目され始めているが、その実現には官民をあげた取組が必要であり、自治体のリーダーシップへの期待の高まり

## 自治体の取組が重要

- ・事業化には、自治体内関係部署や民間事業者など様々な関係者をつなぐ自治体の取組が必要
- ・地域へのメリットを最大化させるために、首長がリーダーシップを発揮して、マスタープランを策定することが効果的
- ・総務省ではマスタープラン策定経費を支援

## 事業の実現に向けて関係省庁が連携して支援

総務省に窓口を設けて関係省庁タスクフォース(農林水産省、林野庁、資源エネルギー庁、環境省、国土交通省)において連携して自治体の取組を支援

- ・各種補助金とマスタープランの連携強化※
- ・専門人材の紹介などの支援を実施

※ マスタープラン策定済団体に対して、各種補助金の交付審査時の加点による優遇等を検討

## 国・地方脱炭素実現会議の開催について

〔令和2年12月24日  
内閣総理大臣決裁〕

1. 国と地方の協働・共創による、地域における2050年脱炭素社会の実現に向けて、特に地域の取組と密接に関わる「暮らし」「社会」分野を中心に、国民・生活者目線での2050年脱炭素社会実現に向けたロードマップ及びそれを実現するための関係府省・自治体等の連携の在り方等について検討し、議論の取りまとめを行うため、国・地方脱炭素実現会議(以下「会議」という。)を開催する。

2. 会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房長官

副議長 環境大臣、総務大臣

構成員 内閣府特命担当大臣(地方創生)、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣

長野県知事、軽米町長、横浜市長、津南町長、大野市長、壱岐市長

3. 会議の庶務は、内閣官房その他の関係行政機関の協力を得て、環境省において処理する。

4. 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

# 地域脱炭素ロードマップ策定の趣旨・目的について（令和2年12月25日環境省）

国・地方脱炭素実現会議（第1回）資料

## 地域脱炭素ロードマップ策定の趣旨・目的について

令和2年12月25日  
環境省

- 2050年までに脱炭素社会実現を目指すとの宣言は、我が国に対する国際社会の評価に大きな好影響をもたらしているが、これは決して30年後の話ではない。**私たち自身が今から何を実行すべきかの決断と実行が迫られており、これにより、我が国の本気度に対する国際的な評価も決まってくる。**
- この強い危機感・決意のもと、本会議では、**地域の取組と国民のライフスタイルに密接に関わる主要分野**（詳細は裏面）において、国と地方とが協力して、2050年までに、**脱炭素で、かつ持続可能で強靱な活力ある地域社会を実現する行程（地域脱炭素ロードマップ）**を描く。

### （1）今後5年程度を集中期間とする対策強化

- ① **イノベーションの成果を待たず、既存技術でできる有効な重点対策のメニューを示し、全国津々浦々で実施**（確実に行う対策と、選択的に行うものがある）  
※地域の脱炭素に不可欠なイノベーション（制度やナッジ等の社会システムを含む）も並行して進める。
- ② 既存技術のパッケージ導入により、一定の限定的な範囲や排出源（とりまとめまでに要件を具体化）で**脱炭素を実現したモデルケース**を複数創出。

### （2）2050年に向けた地域の脱炭素ドミノの拡大

- ・ モデルケースからスタートした**脱炭素ドミノ**を、**2030年までにできるだけ多く実現**（エネルギー需要密度が小さく再エネポテンシャルが大きいなど、比較的脱炭素の素地のある離島や農山漁村や、脱炭素型の設備やシステムを比較的共通で実装しやすい街区レベルでの取組を中心に想定）
- ・ その後、**ドミノをより広域に拡大**。地域間連携（削減ダブルカウント回避に留意）やイノベーション技術・システムの実装により、**全体の脱炭素を完遂**。

←**地域の主体的な取組を引き出す施策**（誘導的・規制的手法、人材育成や連携枠組等）を総動員。実効性を確保するための指標や仕組みも盛り込む。

- ロードマップの内容のうち、直ちにできることは直ちに実践していくとともに、地球温暖化対策計画、長期戦略や成長戦略実行計画、温暖化対策法に基づく地方公共団体実行計画等、そのほか法制度などの各種施策に反映しつつ、国・自治体・地域企業等が一丸となって速やかに実践に移す。

## ロードマップが対象とする地域の取組と国民のライフスタイルに密接に関わる主要分野

※本会議・ロードマップの対象分野の外縁を示すもの。対象地域は、各分野を順次取りに検討するのではなく、分野・組織を超えて横断的に検討。

### ① 地域のエネルギーや資源の地産地消

地域企業や自治体等が主体となり、徹底した省エネと併せて、地元の自然資源を活用して地域・環境と共生した再エネ電気や熱、水素等をつくり、利用（ポテンシャルや環境保全の観点から再エネ立地に適する区域（ソーニング）の自治体による設定も有効）。収益は地域内に循環させ、地域の課題解決に活用（見守り・防災・インフラ更新等）。地域間でも再エネ融通（ESG資金の流入になる）。食品や衣服などモノやサービスも、地域内での循環利用を含め、持続可能な形で生産・消費。

### ② 住まい

全ての地域住民が当事者となる住まいで、断熱・気密の向上や省エネ・再エネ・蓄エネ（電動車との接続含む）、高効率設備・機器の導入に取り組み、デジタル技術による最適運用で、脱炭素化（ZEH）。健康で快適な暮らしを享受し、蓄エネにより防災性能も向上。

### ③ まちづくり・地域交通

各地の人口動態などの特徴に応じ、都市機能の集約やグリーンインフラ、Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）など脱炭素型のまちづくりを進めつつ、再エネ電源で動くLRT/BRT、燃料電池鉄道車両などの公共交通や電動車カーシェア、自転車インフラ、デジタル技術を活用した新たなモビリティなど、脱炭素型の地域交通を整備し、地域住民の利用を促進。

### ④ 公共施設をはじめとする建築物・設備

高度成長期に整備され老朽化の進む庁舎などの公共施設を、更新・改修の機会に、2050年まで供用することを想定して省創蓄エネ設備を導入し、脱炭素化（ZEB）。公用車には電動車を導入し、災害時に蓄エネを利用。公共施設周辺の建築物とも連携し、地域の中心区域全体の脱炭素化を先導。

### ⑤ 生活衛生インフラ（上下水道・ごみ処理など）

上下水道やごみ処理などの生活インフラで、未利用エネの活用や再エネの導入、さらなる高効率化を実施。地域の多様な条件に応じて、2050年まで供用することを想定した施設を広域化・統合・分散化（集落単位の整備）。汚泥や廃棄物等の生成物をエネルギーとして地域内で利用。

### ⑥ 農山漁村・里山里海

豊富な再エネの活用（木質・畜産由来バイオマス、営農型太陽光発電等）、スマート農林水産業や農林業機械・漁船の電化、吸収源対策（農地炭素貯留、間伐や再造林、建築物への木材利用、藻場・干潟の造成・再生・保全等）を実施。湿原・サンゴを含む生態系の再生や鳥獣害抑制につなげ、自然共生も実現。2050年までに食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現。

### ⑦ 働き方、社会参加

テレワークや二地域居住、副業など多様な働き方・住まい方の広がりを積極的に活用し、都市住民による地方の再エネ事業等への参加を促進。新しい生活様式の中で価値の高まる余暇について、国立公園等をモデルに、観光拠点の施設を脱炭素化し、脱炭素型ツアーを提供。

### ⑧ 地域の脱炭素化を支える各分野共通の基盤・仕組み

自治体、国の支分部局、地元企業、金融機関等の関係主体がプラットフォームを通じてつながり、ニーズ（課題）とシーズ（知見・資源）をマッチング。脱炭素を担う人材の育成・確保や、地域のESG金融を通じた脱炭素投資（域内経済循環）につなげる。これらはデジタルトランスフォーメーション（DX）を基盤として行う。また、行政が、公共調達・契約等から率先実行する。

# ふるさとワーキングホリデー

R3予算額(案) 0.3億円

- 都市部の人たちなどが一定期間地方に滞在し、働いて収入を得ながら、地域住民との交流や学びの場などを通じて地域での暮らしを体感していただくことにより、将来の移住・定住につなげていくもの。

## ふるさとワーキングホリデー

### 地方公共団体

- ✓ 地域の魅力を知ってほしい
- ✓ 交流人口を増やし消費を拡大したい
- ✓ 少しでも多く定住してほしい

滞在中、地域住民との交流や学びの場として地域の魅力・特色を活かした、その地域ならではのプログラムを参加者に提供。



### 参加者

- ✓ 旅行では味わえない体験がしたい
- ✓ 地域との交流を深めたい
- ✓ 第二のふるさとが欲しい

地元農家や企業等の業務に従事し収入を得ながら、地域との関わりを深める取組を通じて地域での暮らしをまるごと体感。



### これまでの実績(H29.1~R2.3)

ふるさとワーキングホリデー事業を通じて、約3,300人が地域での暮らしを体験。

実際に行ってみると思っていた以上に新しい人々との出会いや刺激に溢れていました。時間が許すなら理由がなくても、ぜひ参加すべきと思います。(大学4年生)

「ごっこ汁」の味や雪国での生活の知恵、価値観の違いによる町おこしの難しさなど、様々な人々との交流から多くのことを学びました。(大学1年生)

麴の管理のために蔵の中に泊まることなどは、実際に酒造で働かなければ体験できないものでとても良い経験となりました。(大学2年生)

※ ふるさとワーキングホリデーに要する経費について特別交付税措置  
(対象経費の上限額 1団体あたり15,000千円+5千円×全参加者の延べ滞在日数)

## 広報支援(総務省)

- ・専用のポータルサイトの運用
- ・SNS(Twitter、facebook)の運用
- ・インターネット広告の実施
- ・説明会の開催 等



## 企業向け説明会(ブロック単位)の開催(R3新規)

- ・地域企業の参加拡大と実施自治体増を図るため、企業及び未実施自治体を対象にした説明会を開催。  
⇒従前、一次産業や観光業等での受け入れが多かったため、幅広い業種の企業へ参加を呼びかけ。  
⇒未実施自治体にも参加を呼びかけ、裾野拡大を図る。

# ふるさとワーキングホリデーの実績等

## 就労内容(例)

- ・ 農業(特産品等)
- ・ 旅館・ホテル
- ・ 酒造業
- ・ 製造業(窯業、神社・仏閣用授与品等)
- ・ 観光業(スキー場、伝統工芸販売等) 等



## 地域との関わり(例)

- ・ 先輩移住者や地域住民との意見交換会
- ・ 地域の歴史、文化、産業等を学ぶツアー
- ・ 地域イベントの運営体験
- ・ 地元大学生が運営するゲストハウスへの宿泊 等



## 受入実績

約3,300人が参加(H29.1~R2.3)

### 【実施自治体】

#### OH28年度(8団体)

北海道、福島県、兵庫県、奈良県、山口県、愛媛県、佐賀県、熊本県

#### OH29年度実施団体(16団体)

北海道、福島県、石川県、福井県、岐阜県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、宮崎県

#### OH30年度実施団体(20団体)

北海道、福島県、石川県、岐阜県、京都府、鳥取県、岡山県、山口県、高知県、福岡県、熊本県、宮崎県、沖縄県、上越市・阿賀町(新潟)、氷見市(富山)、池田町(福井)、長野市・白馬村(長野)、海士町(島根)

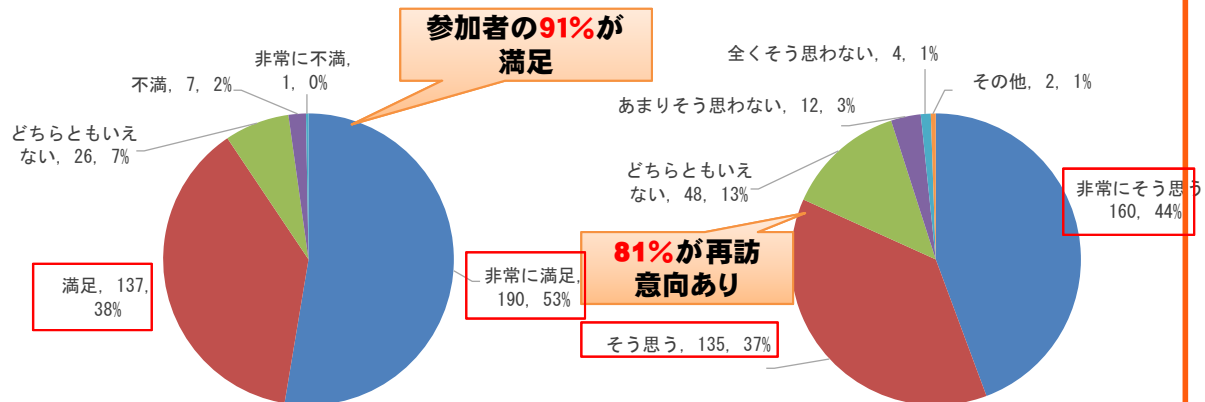
#### OR1年度実施団体(36団体)

北海道、岩手県、福島県、石川県、岐阜県、京都府、鳥取県、徳島県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、大館市(秋田)、利島村(東京)、上越市・阿賀町・粟島浦村(新潟)、氷見市・魚津市(富山)、池田町(福井)、長野市・伊那市(長野)、神河町(兵庫)、川上村(奈良)、海士町(島根)、宇部市・萩市・岩国市・長門市(山口)、松野町(愛媛)、宿毛市・香南市・香美市・東洋町・馬路村・中土佐町(高知)

## アンケート結果、参加者及び受入企業等の声

「ふるさとワーキングホリデー」の満足度

参加した地域への今後の継続的な訪問意向



実際に行ってみると思っていた以上に新しい人々との出会いや刺激に溢れていました。時間が許すなら理由がなくとも、ぜひ参加すべきと思います。



「ごっこ汁」の味や雪国での生活の知恵、価値観の違いによる町おこしの難しさなど、様々な人々との交流から多くのことを学びました。



従業員の仕事へのモチベーションのアップ。自社への誇りの形成などに効果があり、会社へのロイヤリティの向上が確認できました。また、社内のマンネリ化を防ぐことができ、フレッシュな気持ちで業務を遂行する姿が目立ちました。



# ふるさとワーキングホリデー活用事例（令和2年度）

## 岩手県

### 就労内容

農業、まちづくり  
内容：農業（バジル、ユリ栽培収穫など）、畜産（乳牛飼育）、  
ワイン製造、まちづくり企画支援

### 地域との関わり

- ・市職員や地域おこし協力隊と地元散策
- ・地元企業（酒造メーカー）社長やまちづくりキーマンとの懇談
- ・市役所を訪問し、移住定住担当者や地域おこし協力隊と意見交換
- ・参加者合同で県内ツアーの企画・実施

### 人数・期間（実績）

19人  
(R2.9～12)

### その他（特記事項）

- ・コロナ禍において、受け入れ先や参加者双方が緊張感をもって準備を進めていただいたため、より深いつながりが生まれた事例も多くみられた。
- ・休暇に実施していたバスツアーを、新型コロナウイルス感染対策として、参加者の要望に応じて個々に巡るツアーに変更。事務局の負担は増えものの、主体的に岩手について参加者が調べて内容を吟味できたので、満足度の高い休暇中のアクティビティとなった。
- ・参加者はSNSをとおして交流を継続。複数名が次年度のふるさとワーキングホリデーの参加を希望している。
- ・昨年度（R1年度）からの継続的なつながり・成果：
  - ※R1、R2の移住実績：3件
  - 昨年度に続き今年度も参加し、昨年度の受入先企業（温泉）にも訪問するなどつながりの継続が見られた。
  - プライベートで大学の友人とともに受入先を再訪したり、新型コロナウイルスの影響を受けた受入先を支援するため、観光協会発行の応援チケットを購入し、再訪予定の参加者もいる。

写真（体験イメージ）



## 岐阜県 (白川村)

### 就労内容

まちづくり  
内容：移住支援をする事業者の元でHP作成や記事製作  
及び取材を実施

### 地域との関わり

- ・地域住民との食事を行い、交流を図った
- ・20年の冬にも白川村の他の事業者でワーホリに参加しており、今夏にピーターとして本事業者のワーホリに参加
- ・岐阜で活躍している人の取材に同行し、各務原市を訪問
- ・期間中、白川村のワーホリの良さをPRするオンラインイベント「白川村に会いにいこう」を開催し、地域住民も参加した

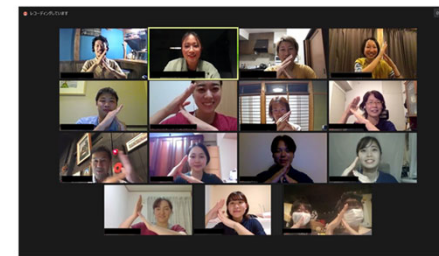
### 人数・期間（実績）

10人  
(R2.1～R3.3)

### その他（特記事項）

- ・コロナ禍により、今年度は例年のような地域交流を控えざるをえなかった。例年であれば、他のワーホリ生と地域住民の交流会を定期的実施していた。
- ・過去及び今年度の参加者が参加するオンライン交流会を実施。オンラインで交流を深めた。

写真（体験イメージ）



(オンラインイベントの様子)



## 東京都利島村

### 就労内容

椿産業(農業)  
内容：村の基幹産業である椿産業に従事しながら、  
利島での暮らしを含めて体験

### 地域との関わり

- ・地元住民との交流
- ・椿生産者との交流
- ・東京宝島フォロー会議（東京の離島関係者が交流・情報交換を図る会議）へのオブザーバー参加

### 人数・期間（実績）

57人(見込み)  
(R2.8～R3.3)

### その他（特記事項）

- ・募集が多いため、12月中旬で締め切った。
- ・参加者の再来島希望が多い(コロナ禍で実現できていない)。
- ・参加者とは終了後もSNSで繋がっており、近況報告や現在のワーホリの動きについて情報共有を行っている。

写真（体験イメージ）



## 鳥取県

### 就労内容

サービス業  
内容：地元の高中生や社会人と協働したプロジェクトの  
企画立案・運営等

### 地域との関わり

- ・地元社会人へのインタビュー取材
- ・鳥取県の歴史や地域を知る勉強会
- ・地元住民等との交流会

### 人数・期間（実績）

3人  
(R2.7～11)

### その他（特記事項）

- ・昨年度受け入れた参加者の口コミで、海外からの留学生が初参加。帰国後もワーホリ中に出会った地元住民とビデオ通話するなど交流が継続。
- ・ワーホリ中に交流のあった地元高校生と再会し、交流する過去の参加者がいた。
- ・ワーホリ参加者と受入団体のSNS上の交流が発展。直接会ったことのないメンバーもいるが、鳥取の最新情報を共有しあうなど活発に交流。

写真（体験イメージ）



# 歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進について

## 目指す効果

- ✓ 地域に眠っている資産である古民家等の歴史的建築物を宿泊施設、レストランなど地域再生の核となる観光資源として活用する取組による、**内外からの旅行者の増加、交流人口の拡大**
- ✓ **地域の雇用の創出、UIターンの若者の増加、出生率の向上、定住人口の増加、耕作放棄地の解消** 等

## これまでの検討の概要

○政府は、平成28年9月に「**歴史的資源を活用した観光まちづくりタスクフォース**」（議長：内閣官房長官）を立ち上げ、各地域で古民家等を観光資源とし、再生、活用する民間有識者の方々からヒアリングを行い、それらを踏まえ、平成28年12月に同会議において、**課題と対応策、さらに今後の検討の方向性**について、平成29年5月にとりまとめ。

### 中間とりまとめで示された課題

- **人材**：意欲・ノウハウのある人材を必要とする地域につなげるネットワークやワンストップの相談体制が必要
- **自治体との連携・情報発信**：地域の取組を成功させるには、**地方自治体が民間に協力する体制が重要**
- **金融・公的支援**：事業立上げの資金確保が困難。公的支援とともに地域金融機関、公的金融機関等の投融資機能の最大化が必要
- **規制・制度改革**：古民家等の活用の促進に資する、建築基準法、旅館業法、消防法等の運用の統一化、基準の見直し等が必要

### 中間とりまとめで示された対応策

- 平成29年1月、政府に、**意欲ある地域を官民一体でワンセットで支援する体制を整備。地域からの具体的なご相談に令和2年12月時点で150件以上オーダーメイドで対応**

**2020年までに全国200地域での取組を目指す！**

## 庁舎等の公共建築物におけるCLTの活用

○木材の新たな需要や新しい産業分野の創出の観点から、非住宅や中高層建築物などの分野におけるCLT(Cross Laminated Timber: 直交集成板)の活用が期待

○地域経済の活性化に向けてCLTの活用を軌道に乗せていくためには、まずは国・地方を通じた公共建築物への導入促進が重要

### CLTの積極的な活用をお願いします！

- ・公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号)において、地方公共団体は、木材の利用促進に関する施策を策定、実施するよう努めるとともに、その整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならないとされています(同法第4条)。
- ・平成28年7月29日付け総務省地域力創造審議官通知により、CLTの積極的な活用についてご検討いただくよう要請。平成30年1月29日付け総務省地域力創造グループ地域政策課長通知により、改めて要請。

### ご相談はCLT活用促進に関する政府一元窓口へ！

- ・CLTの幅広く積極的な活用に向け、政府を挙げて取り組むこととしています。
- ・その一環として、CLTの活用に関する事業者や地方公共団体等からの問合せにお答えするために、内閣官房に政府の「一元窓口」を設けています。

➡ CLT活用促進のための政府一元窓口 電話:03-3581-7027 担当:内閣官房 柗平、福島



# 再犯防止対策の推進

- 地方公共団体は、「再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）」に基づき、再犯防止等に関し、地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務を有し、「地方再犯防止推進計画」を定めるよう努めるなどとされている。
- 国においては、同法に基づき、「再犯防止推進計画」が平成29年12月15日に閣議決定されている。

## 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）の概要

### <目的>（第1条関係）

- ・ 再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与する

### <基本理念>（第3条関係）

- ・ 犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- ・ 犯罪をした者等が、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- ・ 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- ・ 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

### <地方公共団体の責務>（第4条関係）

- ・ **地方公共団体は、**基本理念にのっとり、その**地域の状況に応じた施策を策定・実施**

### <連携、情報の提供等>（第5条関係）

- ・ 国及び地方公共団体の相互の連携
- ・ 国及び地方公共団体と民間団体等との緊密な連携協力の確保 等

### <地方再犯防止推進計画>（第8条関係）

- ・ **都道府県及び市町村は、**再犯防止推進計画を勧案して、**地方再犯防止推進計画を定めるよう努める**

### <基本的施策>（第24条関係）

- ・ 国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じ、基本的施策を講ずるよう努める

## 再犯防止推進法制定前から協力依頼している事項

- 平成27年11月25日付けで、各都道府県知事、各市区町村長に対して、総務省地域力創造審議官、法務省保護局長の連名通知により、更生保護サポートセンターの設置場所の確保等について協力依頼


 **引き続き、積極的な取り組みをお願いします！**

## 地方再犯防止推進計画の策定等について

- 再犯防止推進法に基づき、「再犯防止推進計画」を、平成29年12月15日に閣議決定

### <ポイント：地方公共団体との連携の強化>

- ・ 再犯防止を担当する部署の明確化
- ・ 再犯防止のための地域ネットワークにおける地方公共団体の取組を支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

 **地方再犯防止推進計画を策定するなど、地方公共団体の取り組みが期待されていますので、ご協力をお願いします！**

### <参考>

- ・ 31の都道府県、40の市区町村が計画を策定（R3.1）
- ・ 現在、多くの地方公共団体が策定に向けて検討
- ・ 地方公共団体の取組を支援するモデル事業の実施 等

## 課題・事業背景

### ○再犯者率

- ・犯罪発生件数、検挙者数ともに減少しているが、再犯者率は増加
- ・全国、長崎県と比較しても、高い数値になっている。

全国	50.5%
長崎県	52.1%
長崎市	53.3%

### ○受け皿

- ・長崎市内に宿泊型自立訓練事業所は1カ所のみ
- ・社会復帰を目指す障害がある刑務所出所者等の生活面での支援が必要

- 再犯者率は増加しているが、刑務所出所者等に必要なサービスを提供する受け皿は少ない

## 地域資源を活用した宿泊型自立訓練施設による再犯防止の推進事業

初期投資：既存のホテルの改築費用等

地域経済循環創造事業交付金 25,000千円  
+ 十八親和銀行融資 25,000千円

長崎市  
立ち上げ支援

十八親和銀行  
事業継続支援

長崎スカイホテルを改築し、宿泊型自立訓練事業所を開設。刑務所出所者等の受け入れを行い、既存の就労継続支援B型事業所と連携し、地域生活への移行を支援

### ○生活の場を提供

- ・宿泊型自立訓練事業所を開設し、刑務所出所者等を受け入れることで、生活の場を提供

### ○就労の場を提供

- ・既存の就労継続支援B型事業所と連携することで、就労の場を提供

### ○長崎県産品の販売

- ・福祉的就労の機会を提供する就労継続支援B型事業所において、長崎県産品を販売

## 地域への貢献

- 犯罪のないまちづくり推進
- 障害福祉サービスの充実
- 県産品の消費促進



# 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進

- 都道府県は、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平成28年法律第111号)」に基づき、当該団体の区域の実情に応じた施策を策定・実施する責務を有し、「都道府県計画」を策定するよう努めるなどとされている。
- 国においては、同法に基づき、「基本計画」が平成29年6月9日に閣議決定されている。

## 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律 (平成28年12月16日法律第111号)の概要

### <目的> (第1条関係)

- 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めること等により、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって建設業の健全な発展に資する

### <基本理念> (第3条関係)

- 建設工事の請負契約において適正な請負代金の額、工期等が定められること
- 建設工事従事者の安全及び健康の確保に必要な措置が、設計、施工等の各段階において適切に講ぜられること
- 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識を高めることにより、安全で衛生的な作業の遂行が図られること
- 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上が図られること

### <都道府県の責務> (第5条関係)

- **都道府県は、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、当該団体の区域の実情に応じた施策を策定、実施**

### <都道府県計画> (第9条関係)

- **都道府県は、基本計画を勘案して、都道府県計画を策定するよう努める**

### <基本的施策> (第10条から第14条まで関係)

- 建設工事の請負契約における経費(労災保険料を含む)の適切かつ明確な積算、明示及び支払の促進
- 建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に係る取組の促進等

## 都道府県計画の策定等について

- 同法に基づく「基本計画」について、平成29年6月9日に閣議決定
- 同日付けで、各都道府県知事に対し、総務省地域力創造審議官、厚生労働省労働基準局長、国土交通省土地・建設産業局長名の連名で文書を発出し、都道府県計画の策定等、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進について積極的な取組を依頼
- 都道府県計画の策定を促進し、建設工事従事者の安全及び健康の確保を推進するため、全国8ブロックで「地方ブロック建設工事従事者安全健康確保推進会議」及び「地方ブロック建設工事従事者安全健康確保推進行政担当者会議」を設置
  - 政府から都道府県に対し基本計画に関する情報提供・助言
  - 国の取組や先行する都道府県の事例の共有
  - 新たに出てきた課題等の共有 等
- 都道府県計画の策定の留意事項
  - 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する現状と課題
  - 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策についての基本的な方針
  - 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、都道府県が総合的かつ計画的に講ずべき施策
  - 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 都道府県計画の策定等、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進について、積極的な取組を要請
  - 平成30年10月22日付、令和元年8月1日付、令和2年9月14日付事務連絡

**都道府県計画を策定するなど、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進について積極的な取組をお願いします!**

# アスベスト対策の推進

- 石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)により、事業者は、その労働者を就業させる建築物等に吹き付けられた石綿等又は張り付けられた保温材、耐火被覆材等が損傷、劣化等により石綿等の粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、当該吹き付けられた石綿等又は保温材等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならないこととされている。
- 平成28年5月に、石綿障害予防規則の遵守の徹底等、及びアスベスト含有保温材等の使用状況の調査の実施を要請。
- フォローアップ調査結果(平成29年12月公表)によれば、吹き付け石綿等を使用した施設で、ばく露のおそれがあるが対策の実施が未了の施設があるほか、石綿含有保温材等の調査未実施施設が相当数あったため、平成29年12月28日付けで各都道府県総務担当部長、各指定都市総務担当局長に対し、総務省地域力創造グループ地域政策課長より文書を発出し、改めて石綿障害予防規則の遵守の徹底等を要請。
- 併せて、平成30年1月16日付けで各都道府県総務部(局)長、各都道府県人事委員会事務局長、各指定都市総務局長、各指定都市人事委員会事務局長に対し、総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室長より文書を発出し、改めて石綿障害予防規則の遵守の徹底等を要請。
- 平成30年度から令和2年度にかけて実施したフォローアップ調査(毎年4月実施)の結果によれば、依然として、吹き付け石綿等を使用した施設で、ばく露のおそれがあるが対策の実施が未了の施設及び石綿含有保温材等の調査未実施施設があったため、各都道府県総務部(局)長、各指定都市総務局長に対し、総務省自治行政局地域政策課長、同局公務員部安全厚生推進室長より文書を発出し、改めて石綿障害予防規則の遵守の徹底等を要請。(平成30年11月2日付け、令和2年1月20日付け通知)

## <令和元年度フォローアップ調査の結果>


### 吹き付けアスベスト、アスベスト含有吹き付けロックウール(レベル1)

### アスベスト含有保温材、耐火被覆材等(レベル2)

都道府県名	対策の実施が未了の施設数				都道府県名	調査未実施の施設数			
	全体	うち都道府県	うち指定都市	うち市町村		全体	うち都道府県	うち指定都市	うち市町村
京都府	303	0	0	303	徳島県	539	1	—	538
茨城県	11	0	—	11	神奈川県	519	481	2	36
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

都道府県名	対策の実施が未了の施設数				都道府県名	調査未実施の施設数			
	全体	うち都道府県	うち指定都市	うち市町村		全体	うち都道府県	うち指定都市	うち市町村
兵庫県	596	0	593	3	広島県	3522	493	765	2264
山梨県	21	18	0	3	岡山県	2620	4	0	2616
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

除去、封じ込め、囲い込み等の必要な措置を講ずるなど、  
 改めて、石綿障害予防規則の遵守の徹底等をお願いします！  
 ※令和3年4月を目処に、次回のフォローアップ調査を実施予定